

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が以下の期間に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

1. ストロングエージェントサービス

本件業務により採用された採用者が、入社後3ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職または解雇された場合は、下記の通りに申込者に返還するものとする。但し、申込者の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに第6条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

- 1か月以内の退職・・・全額返金
- 2か月以内の退職・・・50%返金
- 3か月以内の退職・・・30%返金
- それ以降・・・返金なし

2. ストロングスカウトサービス

本件業務により採用された採用者が、入社後2ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職または解雇された場合は、下記の通りに申込者に返還するものとする。但し、申込者の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに第6条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

- 1か月以内の退職・・・全額返金
- 2か月以内の退職・・・40%返金
- 3か月以内の退職・・・返金なし

また、返戻金制度は別途利用申込時の利用規約にて別の定めをする場合あり。